

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 87 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

ASIC の 4 ヶ年計画（企業規制法）

2022 年 8 月 22 日、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、今後 4 年間の計画として Corporate Plan for 2022-26 を発表しました。また、翌 23 日には、ASIC 議長の Joseph Longo 氏がオーストラリア経済開発委員会（CEDA）でスピーチを行い、ASIC が被害の大きい分野を優先し、弱い立場にある消費者を保護するための行動をとることを望んでいることが言及されました。

Corporate Plan for 2022-26 では、今後 4 年間の対外的な戦略的優先事項として、金融商品の設計と流通、持続可能な金融、退職の意思決定、テクノロジーリスクの 4 つが掲げられ、またこれを推進するための 8 つの核となる戦略的プロジェクトが挙げられています。企業としては、ASIC が今後重点を置いて取り組むことを表明しているこれらの規制について、適切に把握し対応することが今まで以上に重要になるといえます。

本稿では、Corporate Plan for 2022-26 と ASIC 議長のコメントを踏まえ、ASIC の今後の取組みについて解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

Respect@Work 報告書に基づくセクハラ防止の積極的義務 (労働法)

2020年1月にオーストラリア人権委員会（AHRC）が Respect@Work 報告書を公表して以来、1984年性差別禁止法（連邦法）においてセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を防止する積極的義務を立法化すべきか否か、議論がされてきました。法務大臣が最近明らかにしたところによると、労働党政権は、ステークホルダーと協力して、積極的義務を含めた AHRC の勧告を優先して実施することを予定しています。

本稿では、AHRC の Respect@Work 報告書が勧告する積極的義務の内容を紹介するとともに、労働党政権の方針を踏まえ、雇用主が現段階で何をすべきであるかを解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

雇用・技能サミット 2022（労働法）

9月1～2日に雇用・技能サミット 2022 が開催されました。これを受けて、労働党政権は、複数雇用主による労使交渉（産業別労使交渉）を含む労使交渉の改正、Better off Overall Test（BOOT）の改正、柔軟な勤務形態の実現を約束しました。改正に向けた作業は直ちに実施され、クリスマス前に議会に法案を提出するとされています。

特に 2022～2023 年に労働協約の再交渉を予定している雇用主は、これまでと違う状況の下で交渉を行うことが見込まれます。早いタイミングで、労使関係の各規程を見直し、労働協約の期限を確認して新しい協約を交渉することになるか検討することや、他の雇用主が提供している労働条件を確認することが重要であるといえます。

本稿では、雇用・技能サミット 2022 を受けて今後実施される労使関係の政策について解説したうえで、雇用主が留意すべき点を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士 の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

炭素クレジットのレビュー（気候変動）

炭素市場の信頼性を確保し、また 2030 年までに 2005 年比 43% 減、2050 年までにネットゼロとするオーストラリアの温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、堅牢で信頼に足るクレジット制度が不可欠です。これには、セーフガード・メカニズムの対象施設が、排出量のベースライン遵守義務の履行に際しオーストラリア炭素クレジット（ACCU）を使用できるようにするために課される義務の強化が含まれます。また、パリ協定に基づく将来の排出量取引を促進する鍵でもあります。このような状況を念頭に置いて、連邦政府は 2022 年 7 月に ACCU の枠組みとプロセスに関するレビューを行うことを決定し、専門家による第三者委員会が 8 月 29 日にコンサルテーション・ペーパーを公表しました。

ACCU のレビューに対する意見提出は 9 月 26 日まで受け付けられており、第三者委員会による勧告を含む報告書は 12 月 31 日までに政府に提出されることが予定されています。

本稿では、ACCU のレビューの背景やこれまで指摘されてきた問題点、コンサルテーション・ペーパーの概要について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

広告規制の改正 – 患者のクチコミの許容（ヘルスケア）

オーストラリアの医療従事者規制法は、非臨床的側面に関連する場合を除き、医療サービスの広告でクチコミを使うことを禁止しています。この規制は、オーストラリア消費者法等による規制に上乗せして課されるものです。

もっとも、現在クイーンズランド州議会に提出されている法案が可決されれば、ほとんどの州・準州において、医療サービスの広告でのクチコミの使用禁止が自動的に撤廃されることとなります（南オーストラリア州と西オーストラリア州では各議会による追加の手続きが必要となります）。

本稿では、現在の規制の概要を解説したうえで、改正法案に関する手続きの現状や改正後に予想される当局の監督を踏まえた対応について検討します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

プレリリースされた最近のディールのご紹介

三井物産様による BHP Mitsui Coal (BMC) の持分譲渡

三井物産様とその豪州子会社 Mitsui & Co. (Australia) Ltd が、クイーンズランド州で原料炭の合併事業を行う Stanmore SMC Pty Ltd (旧 BMC) の権益 20%を売却するにあたり、弊所がリーガル面でサポートさせていただきました。詳しくは、以下リンク先をご参照ください。

原文 (英文) への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、プリズベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール : mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール : kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール : kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール : kotake@claytonutz.com